

議 第 60 号
令和 2 年 7 月 30 日提出

熊本市体罰等審議会委員の委嘱について

熊本市体罰等審議会委員を次のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

区分	氏名	所属団体・役職等	委嘱期間
医師又は 臨床心理士	オカノ タカアキ 岡野 高明	熊本心身医療クリニック院長	委嘱の日～令和4年5月27日 (前任者の残任期間)

(提出理由)

熊本市体罰等審議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第12号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市体罰等審議会委員名簿（案）

	区分	氏名	所属団体・役職等	委嘱期間
1	学識経験者	シライシ ヨウイチ 白石 陽一	熊本大学教職大学院准教授	令和2年5月28日 ～ 令和4年5月27日 (委嘱の日から2年間)
2	弁護士	モリ ノリカズ 森 徳和	森法律事務所長	
3	小学校又は中学校の保護者	ムラタ マキ 村田 槇	熊本市立大江小学校PTA副会長	
4	小学校又は中学校の校長	ヒラキ ミワ 平木 美和	熊本市立芳野中学校長	
5	医師又は臨床心理士	オカノ タカアキ 岡野 高明	熊本心身医療クリニック院長	
				委嘱の日 ～ 令和4年5月27日 (前任者の残任期間)

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市体罰等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立学校における体罰等の認定及び防止のため必要な事項について審議を行い、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 医師又は臨床心理士
- (4) 小学校又は中学校の保護者
- (5) 小学校又は中学校の校長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33条号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。